

## 事務委託契約書

相楽土地改良区（以下、甲という）は、木津土地改良区（以下乙という）へ事務を委託し、下記の通り契約する。本契約書は、2通作成し、甲乙各1通を保持する。下記の内容に甲または乙に疑問、変更が生じた場合は、甲乙間の協議によって解決することとする。

### (契約の内容)

第1条 委託業務の内容は、下記の通りとする。

- ①書類の作成、整理、保管、受信、発信に関する業務
- ②金銭の出納に関する業務
- ③決算に関する業務
- ④その他、甲乙間における協議の上での事務

### (期間)

第2条 委託業務期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (委託事務担当者)

第3条 乙は委託業務の事務担当者を、甲と事前協議し甲の同意を得た上、乙の職員から任命する。

### (委託料)

第4条 甲は、乙へ本契約における委託業務の委託料を年額843,000円として支払う。支払方法は、2月末日までに支払うこととする。

令和5年4月1日

(甲) 住所 木津川市木津白口6番1

氏名 相楽土地改良区

理事長 辰村 秀樹



(乙) 住所 木津川市木津白口6番1

氏名 木津土地改良区

理事長 出栗 伸幸

